

仮設店舗での食品営業許可について 取扱いが一部見直されました

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日より、仮設店舗による営業施設においても食品衛生責任者の設置や衛生管理計画の作成が義務化されました。それに伴い、仙台市仮設飲食店等事務取扱要領（以下「要領」という。）を改正し、仙台市における仮設店舗での営業について取扱いの一部が見直されました。

食品の提供を営業として行う場合、原則として営業許可または営業届出が必要になります。

仙台市では、**行事等※¹**の期間中において、**仮設店舗※²**を一時的に設け、**食品※³**の調理提供販売を行う場合、**仮設営業又は臨時営業**（以下「仮設営業等」という。）許可を取得する必要があります。

※¹：不特定多数の者が参加できる行事、祭事及び催事をいい、専ら興行（映画、演劇、音楽、スポーツ又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせること）又は物品販売の集客若しくは宣伝を目的としたものを除く。ただし、国又は地方公共団体等の主催又は後援があるものについては、行事等として取扱うものとする。

※²：簡易な構造の仮設の店舗

※³：仮設店舗における調理行為が簡易であり、食品のグループに応じた各要件を満たすもの

行事等についての相談

行事内容や施設によって提供できる食品や必要な手続等が異なりますので、詳細についてはお早めに担当窓口までご相談ください（裏面に記載）。行事等でないと判断された場合、仮設営業等ではない通常の営業許可が必要です。また、営業に該当しない出店と判断された場合、届出（要領様式5）が必要になります。

法改正に伴う大きな変更点

- 許可の有効期間を6か月（5日未満出店可能な臨時営業）又は、5年間（日数制限のない仮設営業）とする許可が創設されました。（5年間の仮設営業については、次回以降更新することができます。）
- 仮設営業等の許可業種が、飲食店営業及び魚介類販売業になりました。（従来の仮設営業許可業種（菓子製造業、喫茶店営業）は飲食店営業に統合されました。）
- 原則すべての食品事業者について、衛生管理計画の作成と記録が必要になりました。
- 食品衛生責任者の選任が必要になりました。
- 開催期間や開催頻度は、行事等の判断材料とされなくなりました。
- 提供できる食品の取扱いが見直されました。（適切な衛生管理の観点から、1回の出店で1人の担当者が取扱う食品分類は2項目以内が望ましいとされました。）

仮設営業と臨時営業

	申請手数料（新規）	申請手数料（更新）	有効期間	出店の制限	営業日数
仮設営業	10,000円	8,000円	5年	行事等に伴うものに限る	制限なし
臨時営業	3,000円	更新なし	6か月	行事等に伴うものに限る	5日未満

営業可能な場所の範囲

仙台市内一円（仮設店舗営業計画書に記載された場所のみ）で営業が可能です。

ただし、完全区画され、かつ水道設備を有する施設（要領第7条第1号の施設）による営業場所については、行事等の会場の所在地に限りません。別の場所で営業する場合には、別に許可を取得する必要があります。

許可を受けるまでの流れ

1 申請書類の提出（事前相談を行うと許可手続きがスムーズに行えます。）

- 必要書類
- ① 営業許可申請書【様式第2号】

② 施設の構造及び設備を示す図面【要領様式1】

③ 仮設店舗営業計画書【要領様式2】又は【要領様式3】

④ 食品衛生責任者の資格がわかるもの（食品衛生責任者手帳、調理師免状の写し等）
- 必要に応じて、行事等の開催要領、チラシ、食品取扱者の検便結果、衛生管理計画及び手順書、その他保健所長が必要と認める書類を求めることがあります。
- 申請手数料（仮設（新規）10,000円、仮設（更新）8,000円、臨時3,000円）

2 許可書の交付（申請した窓口で交付します。）

標準処理期間は申請日から14日（開庁日）ですが、申請書類や施設に不備がある場合等には、期間内で交付されないことがありますので、余裕をもって申請し、検査を受けてください。

3 営業開始（仮設店舗営業計画書に記載した場所でのみ営業が可能です。）

- ・ 仮設店舗営業計画書は営業許可書に添付した状態で施設の見やすい場所に掲示してください。
- ・ 仮設店舗営業計画書の記載事項に変更があった場合は、その都度、営業許可の申請書を提出した保健所の支所に変更内容を記載した仮設店舗営業計画書を提出してください。
- ・ 仮設店舗営業計画書を亡失し又は滅失した時は、速やかに申請書を提出した保健所の支所に申し出て、再交付を受けてください。

提供食品の範囲

	食品の範囲
飲食店営業	提供食品は、仮設店舗営業計画書に記載のある調理工程によるものに限ります。 仮設店舗営業計画書（要領様式2又は要領様式3）における食品分類の中から選択します。（調理そのものの複雑さや作業環境の衛生維持を考慮した結果、簡易な調理に制限されます。） 要領別表第1又は要領別表第2における第4欄は第3欄によって作られる食品の例示であり、提供する食品の種類を制限するわけではありません。
魚介類販売業	加工されていない鮮魚介類（冷凍したものを含む）を仕入れ、そのまま販売する営業に限ります。 丸体の陳列販売は冷蔵機能を有する機械式設備での販売に限ります。

施設基準及び公衆衛生上必要な措置

要領別表第3及び要領別表第4のとおりとなります。

担当窓口

申請者の住所地（法人にあっては主たる事務所の所在地）又は主たる営業場所を所管する区で申請ください。

	所在地	連絡先
青葉支所	仙台市青葉区上杉一丁目5-1 青葉区役所6階	022-225-7211（内線6722～6726）
宮城野支所	仙台市宮城野区五輪二丁目12-35 宮城野区役所4階	022-291-2111（内線6722～6723）
若林支所	仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所2階	022-282-1111（内線6722～6723）
太白支所	仙台市太白区長町南三丁目1-15 太白区役所5階	022-247-1111（内線6722～6723）
泉支所	仙台市泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎4階	022-372-3111（内線6722～6723）